

四、主事八通勤者ニ不拘年一ヶ月ノ慰勞休暇ヲ與ヘル事。
 五、親兄弟不幸ノ場合ハ二週間他ハ一週間ノ忌休ヲ與ヘル事。
 六、依願退店ノ場合ハ一ヶ月以内ニ許可スル事。
 解雇退店ヲ余カル場合ハ其ノ理由ヲ提示スル事。

中村 太平
 田中 隆三
 谷口 利一
 村田 政次郎
 池田 國光
 小島 玉次郎
 上田 善三郎
 新海 長二
 西河 五一
 十田 幸次郎
 廣田 梅吉
 西田 武雄
 藤田 幸次
 山本 正次郎
 秋澤 貞一
 川村 謙雄

勞務第一三三五號

昭和四年七月廿四日

寫

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達 謙藏 殿
 社會局 長 官 殿

4. 7. 27
 646

東京市深川區嘉戸製材所閉鎖ニ伴フ
 勞働爭議發生ノ件

一、事業主、東京市下水工事ニ因リ工場傾斜破壊シタル爲工場ヲ閉鎖シ職工
 四十二名ヲ解雇シ市當局ニ損害補償ヲ要シタル事。
 二、職工側ハ解雇手續日給五十日分ヲ要求シセリトシカ一面市當局ニ其ノ右補
 償負擔ヲ陳情シ予定ナリ